

第6 被保険者について

1. 被保険者の範囲

雇用保険の適用事業主との間に雇用関係がある労働者は、本人が希望するか否かにかかわらず、原則として被保険者になります。

ただし、65歳に達した日以後新たに雇用される方は、被保険者になりません。(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する方を除く)

2. 被保険者の種類

被保険者には、**一般被保険者・高年齢継続被保険者・短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者**の四種類があります。

(1) 一般被保険者

高年齢継続被保険者・短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者をいいます。

(2) 高年齢継続被保険者*

同一事業主の適用事業に被保険者として65歳*に達した日の前日から引き続いて65歳*に達した日以後の日において雇用されている方で、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当する方を除いた方をいいます。

(3) 短期雇用特例被保険者

季節的に雇用される方または短期の雇用に就くことを常態とする方をいいます。
なお、短期雇用特例被保険者が同一事業主に引き続いて1年以上雇用された場合はその日以後は一般被保険者として取り扱われます。

① 季節的に雇用される方

季節的業務に期間を定めて雇用される方または季節的に入・離職する方をいいます。

② 短期の雇用に就くことを常態とする方

過去の一定期間において、1年未満の雇用に就くことを繰り返し、新たな雇用についても1年未満の雇用である方をいいます。

(4) 日雇労働被保険者

日々雇用される方または30日以内の期間を定めて雇用される方をいいます。

ただし、同一事業主の適用事業に2か月の各月において18日以上雇用された場合は、その翌月の最初の日からその適用事業所において一般被保険者となります。

※船員については、下表のとおり生年月日により適用上限年齢が異なります。

生年月日	適用上限年齢
昭和25年4月1日までに生まれた者	60歳
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者	61歳
昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者	62歳
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた者	63歳
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者	64歳

3. 雇用保険被保険者の範囲について

* 原則として、1か月以上の雇用が見込める従業員については、一般被保険者となりますので必ず取得届の提出が必要ですが、下記の方については雇用保険の加入について制約がある場合があります。

詳しくはハローワーク（公共職業安定所）の雇用保険窓口にてお尋ねください。

区 分	制 約 等
法人の役員等	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として被保険者になりません。 ● 代表取締役は被保険者になりません。 ● 取締役等の役員であっても、代表権・業務執行権がなく、部長・支店長・工場長などの従業員としての身分も有している方については、報酬支払い及び労務管理・就業規則の適用等の面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が的確と認められる方に限り被保険者になります。 <p>★ 役員等の資格取得届をご提出の際には、必ず安定所の窓口でご相談ください。</p>
監 査 役	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として被保険者になりません。 ● 名目的に監査役に就任しているにすぎず、常態的に従業員として雇用関係が明確な方に限り被保険者になります。 <p>★ 監査役資格取得届をご提出の際には、必ず安定所の窓口でご相談ください。</p>
事業主の同居親族	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業の事業主と同居している親族は、原則として被保険者になりません。ただし、下記のいずれにも該当し、労働者性が強いと認められた方については、被保険者になります。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業主の指揮命令に従って業務に従事していること。 2. 同居の親族以外の他の労働者と同様に、就業時間・休憩時間・休日・休暇・賃金等が就業規則その他これに準ずるもの定めにより管理されていること。 <p>* <u>法人の代表者と同居している親族については、通常の被保険者と同様の判断になりますが、形式的には法人であっても実質的には代表者の個人事業と同様な場合は、個人事業主の同居親族と同様、被保険者になりません。</u></p> <p>★ <u>同居の親族の資格取得届をご提出の際には、必ず安定所の窓口でご相談ください。</u></p>

区 分	制 約 等
短時間就労者 (所定労働時間が週40時間未満で他の従業員よりも短い方、いわゆるパートタイム労働者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれにも該当し、労働条件が雇入通知書等に明確に定められている方は、被保険者になります。 (雇入通知書のモデル様式はP119をご参照ください) ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。 <i>従前の6ヶ月以内! 422. 4/10改正により31日未満でもOK!</i> ● 被保険者となった後、臨時・一時的に該当しなくなっても、復帰することが前提であれば、被保険者資格を継続します。なお、子の養育の場合は、小学校就学前までは可。従来の就業条件に復帰しないことが明らかになれば不可
季節的労働者 (雇用期間が自然現象と密接不可分な季節的要因によるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初から4か月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される方は、被保険者になりません。4か月以内の期間を定めて雇用された方が、その期間を超えて雇用された場合は、定められた期間を超えた日から短期雇用特例被保険者になります。 ★ 季節的でない事業に雇用されている、いわゆる臨時従業員については、31日以上の雇用が見込める場合は一般被保険者になります。
一般労働者派遣事業に雇用される登録型派遣労働者	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれにも該当する場合に被保険者になります。 1. 反復継続して派遣就業するものであること。 次の①または②に該当する場合、これに当たります。 ① 一の派遣元事業主に31日以上引き続き雇用されることが見込まれるとき。 ② 一の派遣元事業主との間の雇用契約が31日未満で①に当たらない場合であっても、雇用契約と次の雇用契約の間隔が短くその状態が通算して31日以上続く見込みがあるとき。 この場合、雇用契約については派遣先が変わっても差し支えありません。 2. 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。 ★ 資格取得届提出時に、就業規則、雇用契約書、雇入通知書、派遣元管理台帳等所定労働時間及び31日以上雇用されることを証明することができる書類の添付が必要です。

区 分	制 約 等
船 員	<ul style="list-style-type: none"> ● 船員であって漁船に乗り組むために雇用される場合は雇用保険の被保険者になりません。(1年を通じて船員として雇用される場合を除く)
公 務 員 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・都道府県・市町村その他これに準ずる事業に雇用されている方で、離職した場合に他の法令・条例等で受ける諸給付が雇用保険の求職者給付および就職促進給付の内容を超えると厚生労働省令で定められた方は、被保険者になりません。
二以上の適用事業主に雇用される方	<ul style="list-style-type: none"> ● 生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主との雇用関係についてのみ、被保険者になります。複数の事業主の元で被保険者となることはできません。
外国人労働者	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けている方以外は、日本人と同様に加入しなくてはなりません。ただし、外国において雇用関係が成立した後、日本国内にある事業所に赴き勤務している方については、雇用関係が終了した場合(あるいは終了直前に)帰国するのが通常で、離職後に失業給付は受け得ませんので、被保険者とする必要はありません。 ★ 就労が認められた在留資格以外の方は日本国内での就労自体ができませんので、雇入れに際してはご注意ください。
外国人技能実習生	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人技能実習制度により日本に在住する外国人については、その3年以内の在留期間のうち、1年以内の期間を定めて実施される外国人研修制度による研修期間は、被保険者になりません。 また、その後、外国人研修制度から技能実習制度に移行した場合は、被保険者となります。 ★ 7/1から改正されます。「講習」終了後雇用関係が生じ、被保険者となります。 ★ 事前に入管法令等の所定の手続きが必要となります。受入れにあたっては、ご注意ください。
国外で就労する方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用事業主に雇用される労働者が日本国外において就労する場合は、その方が出張・転勤および派遣されて就労する場合に限り被保険者になります。 ★ 現地で採用される方は被保険者になりません。
家事使用人	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として家事に従事する方は被保険者になりません。 ● 家事以外の労働に従事することを本務とする方は、家事に使用されることがあっても被保険者になります。

区 分	制 約 等
長期欠勤者	● 欠勤中のため賃金支払いを受けていない場合であっても、雇用関係が継続する限り被保険者になります。
試用期間中の方	● 試用期間中についても雇用関係は存在しますので、原則として雇入れ初日から被保険者になります。
65歳に達した日以後に雇用される方	● 一般被保険者にはなりません。 ● 短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者に該当する場合は、それぞれの保険種類の被保険者になります。
外 務 員 外 交 員 営 業 部 員	● 事業主との間に雇用関係が明確に存在している方は、被保険者になります。 ★ 保険会社の外務員および商事会社等の外交員・営業部員であって給与の形態が歩合給が主体であり、出勤義務・業務遂行の指揮監督等の実態から判断して委任関係にあると認められる方は、被保険者になりません。
昼 間 学 生	● 原則として被保険者になりません。 ● ただし、卒業見込証明書を有する方で卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業主に雇用される方は、被保険者になります。
臨時内職的に雇用される方	● 次のいずれにも該当する方は、被保険者になりません。 1. その方の受ける賃金をもって、家計の主たる部分を賄わない方、いわゆる家計補助的な方。 2. 反復継続して就労しない方であって、臨時内職的に就労するにすぎない方。